

鳥取県男女共同参画に取り組む自治会等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県男女共同参画に取り組む自治会等活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域での男女共同参画の推進、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会の女性役員の増加に取り組む団体の活動を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付を希望する団体等は、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課長（以下「課長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、男女協働未来創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	地域での男女共同参画の推進、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会の女性役員の増加に資する事業。 【補助対象事業（例）】 ・女性役員等の就任や活動が盛んな先進地の視察 ・女性も参画しやすい自治会の環境や機運づくりに関するセミナーやワークショップ等の開催 ・女性役員増加に取り組む県内の自治会同士の情報交換会の開催 等
2 事業実施主体	自治会（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）、自治会連合会、まちづくり協議会、男女共同参画推進団体 等
3 補助対象経費	補助事業を実施するために必要と県が認める経費（講師謝金・旅費、会場・バス等借上料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、託児費 等）。 なお、団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。 交付申請額に補助事業以外の目的に要する経費が含まれる場合は、相当額を除算する。
4 補助率	10／10（限度額200千円）

令和 年度 鳥取県男女共同参画に取り組む自治会等支援事業実施計画書（報告書）

年 月 日

1 団体等の概要

団体等の名称			
代表者	(職名)	(氏名)	
所在地	〒		
構成員数	人 (年 月 日現在)		
担当者連絡先	(氏名)	(電話)	
共同実施団体等 ※事業を複数団体等 で実施する場合	(団体等の名称) (所在地)		

2 事業概要

(注) 下記の内容について、様式は別葉又は別紙としても構いません。

事業名	※事業内容を的確に表現したわかりやすい名称		
事業の目的・背景	※事業目的、自治会の女性役員（会長、副会長、その他）の就任状況、男女共同参画に向けての課題等を記載		
実施日時	※実施予定時期を記載	参加見込人数	※概ねの対象者及び参加見込人数を記載
開催場所	※会場が決まっていなければ、開催予定の市町村の名称を記載		
具体的な実施内容			
事業実施後の 活動反映	※今回の事業実施により、どのように地域や自治会の活動に反映するのか等を記載		

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い

※該当するものに○をしてください。
（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

事業収支予算書（決算書）

団体等の名称

1 収 入

(単位：円)

区分	予算額 (決算額)	積算根拠（数量・単価等）
県補助金		
合計		

2 支 出

(単位：円)

区分	予算額 (決算額)	積算根拠（数量・単価等）
合計		

※「区分」欄には、事業の実施に直接必要となる経費（別表第3欄に掲げる経費）等を記載すること。
※間接経費（県との打合せ経費、事務用品費、電話代等）は、事業実施に直接必要となる経費の2割以内とすること。
※経費の参考となる資料（見積書等）があれば添付すること。

様

職氏名

印

鳥取県男女共同参画に取り組む自治会等支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県男女共同参画に取り組む自治体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先： ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県男女共同参画に取り組む自治会支援事業補助金交付要綱（令和7年〇月〇日付第〇〇号男女協働未来創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和7年度男女共同参画に取り組む自治会等支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分						非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- （2）課税売上割合 〇〇％
- （3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

年 月 日

鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課長
(氏 名) 様

〒
(住所)

(団体名)

(代表者職及び氏名)

令和 7 年度男女共同参画に取り組む自治会等支援事業補助金交付申請書

令和年度男女共同参画に取り組む自治会等支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の名称	
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書（様式第 1 号） 2 収支予算書（様式第 2 号）